

練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および
都市計画道路の整備に関する有識者委員会

提 言

令和元年 5 月 31 日

目次

はじめに

- 1 都市基盤整備について
 - (1) 練馬区における都市計画道路の現状
 - (2) 地域の現状と課題
 - (3) 都市計画道路について
 - (4) 地域のまちづくりについて
 - (5) 都市基盤整備に関するまとめ

- 2 大泉第二中学校について
 - (1) 中学校の現状
 - (2) 中学校の検討について
 - (3) 具体的な中学校再建案の検証
 - (4) 再建案の総評
 - (5) 中学校の将来像について

おわりに

【参考資料】

- 参考資料 1 再建案の検討経過
参考資料 2 大泉第二中学校 検討すべき望ましい教育施設機能
参考資料 3 校舎配置の検討事例
(全面移転案、校地の再形成案、現位置での再建案)

【巻末資料】

- 巻末資料1 有識者委員会 開催経過
巻末資料2 有識者委員会 設置要綱
巻末資料3 有識者委員会 委員名簿

はじめに

練馬区では、安全・快適な都市の実現に向けた取り組みを行っているが、西武池袋線大泉学園駅南側地区では都市計画道路補助 135 号線および補助 232 号線の整備にあたり、両都市計画道路の交差部に位置する練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全策が課題となっている。

しかし、これまでさまざまな検討が成されてきたものの未だその実現に至っていない。

こうした状況の中、大泉第二中学校の教育環境保全と都市計画道路の整備方策について検討を行うため、平成 28 年 3 月に本有識者委員会が設置された。

現地視察や地域の現状、大泉第二中学校の特色などに理解を深めつつ議論を行い、平成 29 年 4 月には約 1 年間の議論の整理と以降の検討事項を明らかにした中間報告を取りまとめた。中間報告以降では大泉第二中学校の教育環境保全策について、周辺の土地利用状況や大泉第二中学校の特色、求められる施設機能等、様々な視点から議論を重ねてきた。

このたび、これまでの議論の結果をもとに提言として取りまとめた。

**練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および
都市計画道路の整備に関する有識者委員会**

1 都市基盤整備について

(1)練馬区における都市計画道路の現状

区では、急速な市街化の影響などにより、都市基盤整備が立ち遅れている。区における都市計画道路の整備率は、東京都内の整備率が約6割であるのに対し約5割と低く、特に大泉第二中学校が位置する区西部地域では約3割の整備率にとどまっている（図1参照）。

また、都市計画道路が未整備であるため、十分な道路ネットワークが図られていない状況である。

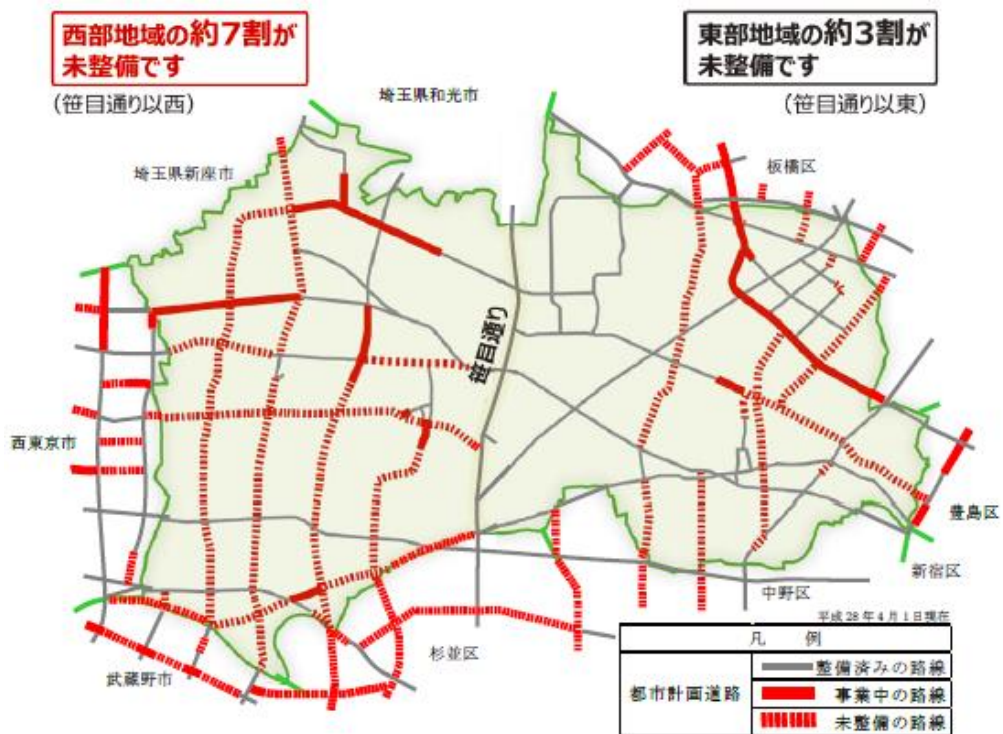


図1 都市計画道路の整備状況

出展：練馬区公共施設等総合管理計画

(2)地域の現状と課題

大泉第二中学校の周辺地域である大泉学園駅南側地区（以下「当地区」という。）では、補助135号線および補助232号線が未整備であるため、地区内の生活道路に通過車両が流入しており、学芸大通りの渋滞やロードふじみの交通事故発生の要因のひとつと推察される。

また、防災上の観点から当地区を見ると、消防活動困難区域が点在することや渋滞が断続的に発生している生活道路が緊急輸送道路に指定されていることなど、災害時の対応に不安が残る地域であることがわかる。

(3) 都市計画道路について

交通安全対策や防災など地域の課題を抜本的に解決するためには都市計画道路の整備が必要である。また、現行の都市計画を変更することは新たな権利制限が発生し、地域への影響が著しく大きいことから、現行の都市計画に沿って整備されることが望ましい（図2参照）。

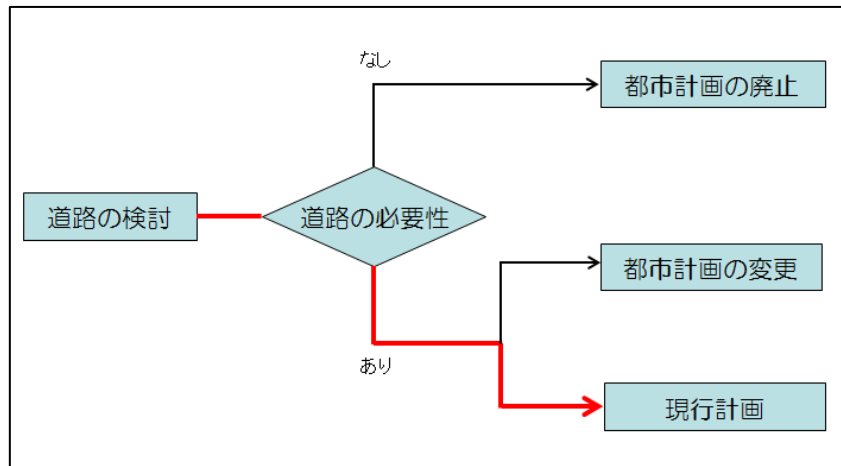


図2 都市計画道路について委員会での取扱い

(4) 地域のまちづくりについて

当地区の抱える課題に対し、安全・安心で住みよいまちの実現には、都市計画道路の整備に併せて建物の耐震化、不燃化、狭隘道路の拡幅、道路の段階構成を踏まえた整備による生活道路への通過交通流入の抑制、都市計画道路沿道の適正な土地利用への誘導など、地域のまちづくりを検討し、進めていくことが不可欠である。

(5) 都市基盤整備に関するまとめ

当地区の抱える課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路の整備は必要であり、現行の都市計画に沿って早期に整備することが望ましい。

さらに、安全・安心で住みよいまちの実現には、都市計画道路の整備に併せた地域のまちづくりを検討し、進めていくべきであり、その際は地域の方々と意見交換の場を設け取り組んでいくことが必要である。

【都市基盤整備および都市計画道路事業に関する各委員からの主な意見】

- ・大泉第二中学校という「点」と都市計画道路の「線」だけでなく、「面」である地域を捉えて検討を進めるべき。
- ・道路と中学校の課題を契機として、この地域の様々なまちの課題を解決するべき。
- ・都市計画道路と中学校をどのようなスケジュールで整備するかを考慮し、円滑に整備を行っていくこと。
- ・事業の進捗にあたっては、整備時期等を明確にするなど、中学校に入学予定の生徒やその保護者に不安を与えないよう進めていくべきである。
- ・事業を進めるにあたっては地域との協働を心がけること。

2 大泉第二中学校について

(1) 中学校の現状

大泉第二中学校は昭和 32 年 4 月 1 日に開校し、大泉学園駅から徒歩 7 分に位置している。

校地面積は 18,919 m²であり、区立中学校 34 校中 5 番目に広い敷地を擁している。生徒数は 506 名、14 学級であり、区立中学校 34 校中 7 番目に多い生徒数となっている（平成 30 年 5 月 1 日現在）。

(2) 中学校の検討について

大泉第二中学校および周辺中学校は他の区立中学校に比べ、多くの生徒数を有している（図 3 参照）。さらに、年少人口分布（図 4 参照）から、大泉第二中学校は将来にわたってこの地域に必要な学校施設であると見込まれる。そのため、大泉第二中学校の統廃合や通学区域の再編は現実的ではなく、検討から除外することとした。また、検討の方向性としては中学校の「周辺への全面移転」「現敷地を活用した校地の再形成」「現位置での再建」の 3 パターンが考えられると整理した（図 5 参照）。

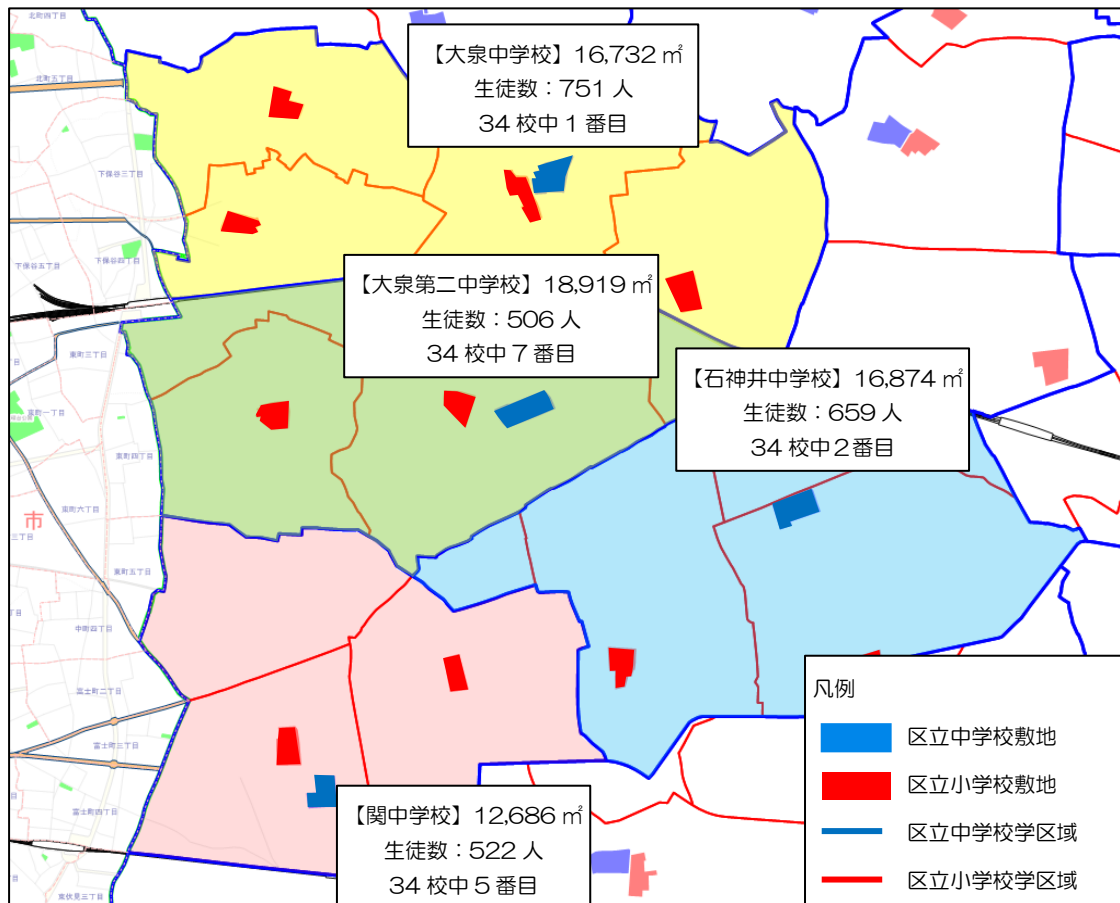
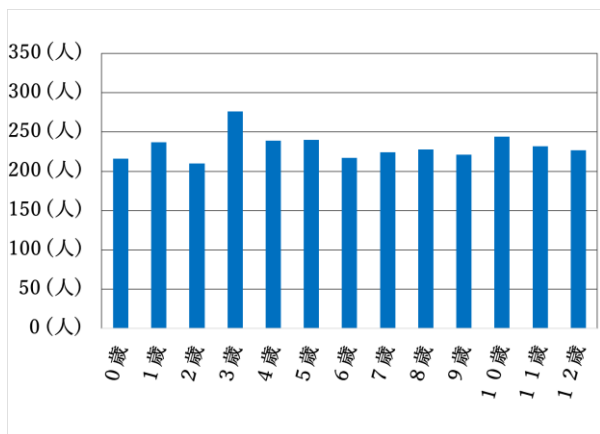


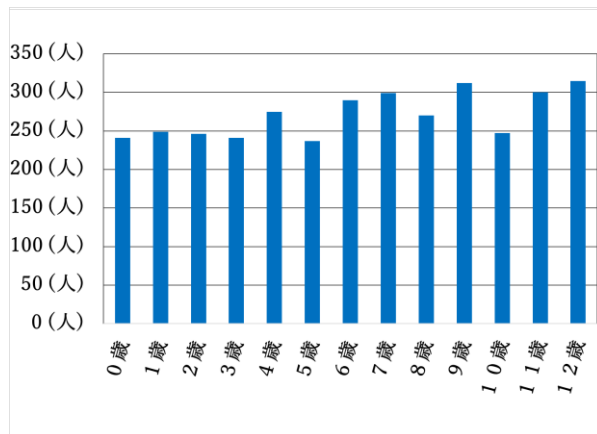
図 3 大泉第二中学校および周辺中学校の校地面積および生徒数

※平成 30 年 5 月 1 日現在

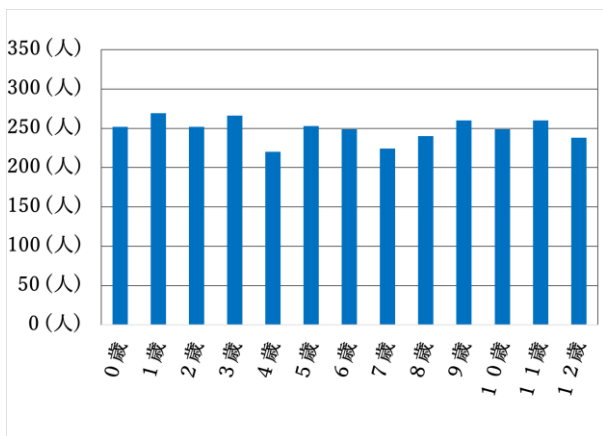
大泉第二中学校通学区



大泉中学校通学区



石神井中学校通学区



関中学校通学区

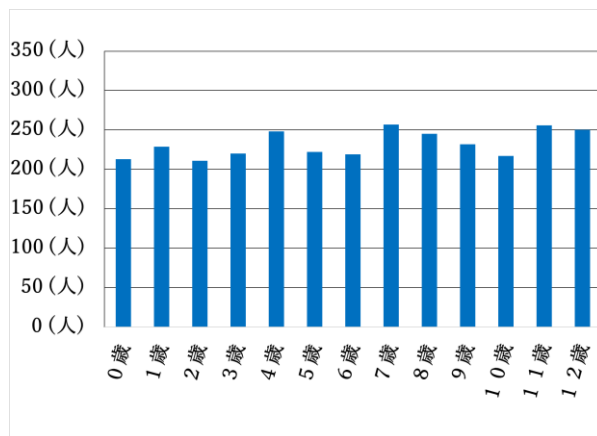


図4 大泉第二中学校および周辺中学校通学区内における年少人口分布

※平成30年4月1日現在の住民基本台帳を基に集計

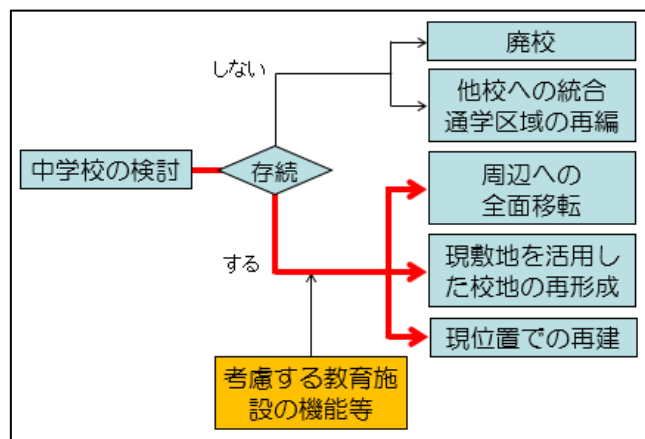


図5 大泉第二中学校について委員会での取扱い

(3)具体的な中学校再建案の検証

中学校の「全面移転」「校地の再形成」「現位置での再建」の3パターンを基に、全面移転案2案、校地の再形成案4案、現位置での再建案1案の計7案について検討し、有力となる3案に絞り込んだ(参考資料1参照)。絞り込んだ3案について、教育委員会より示された「大泉第二中学校 検討すべき望ましい教育施設機能」(参考資料2参照)や中学校の特色を踏まえ具体的な再建案を作成した。

作成した再建案については以下の点により評価し、実現に向けての留意点などを整理した。

- 教育環境保全について(「検討すべき望ましい施設機能」の確保が可能か否か)
- 実現性・地域との関わりについて

【大泉第二中学校および再建案に関する各委員からの主な意見】

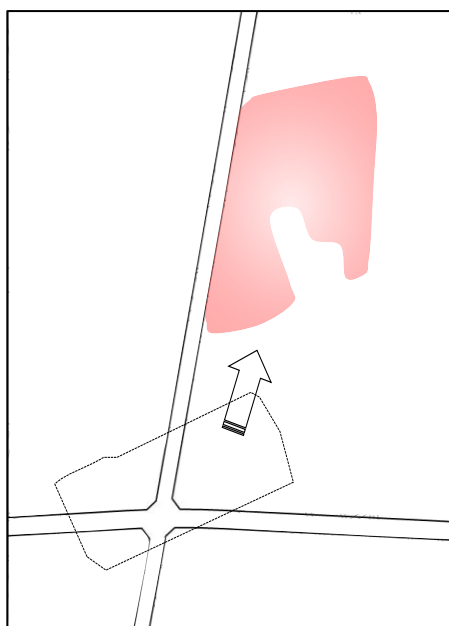
<中学校について>

- ・学校を将来どうするのかのビジョンを示すべきであり、ビジョンと突き合わせながら検討すべきである。
- ・学校施設の長寿命化を行うのであれば、将来の社会動向を踏まえて様々な視点からの検討が必要である。
- ・敷地が分かれる場合、適切なマネジメントが必要である。
- ・離れた校舎と本校舎をリンクさせることにより現在の大泉第二中学校よりも高度な機能が確保されるケースもあるのではないかな。
- ・再建する場所の利点を活かした学校を考えていくべき。
- ・プログラミング教育の拡大や帰国・外国人児童生徒への対応など、教室数が増える要因はあるのではないかな。
- ・採光など一定の配慮があれば、地下の活用も考えられる。

<複合化・地域利用について>

- ・中学校の再建や複合化にあたっては地域における学校の在り方といった、地域全体の施設配置の状況を踏まえ、考えていくべき。
- ・複合化の際は生徒と施設利用者のアプローチを分けることも検討をすること。
- ・複合化の際は施設の管理方法が課題ではあるが、「地域での管理」のような運営により住民の方も活用がしやすくなるのではないかな。

ア <周辺への全面移転案（校舎配置案は検討事例を参考資料3に掲載）>



大泉第二中学校を全面的に移転する案。大泉第二中学校周辺では中学校が全面移転できる一体の敷地は現時点で想定されず、本有識者委員会では現中学校敷地に近い牧野記念庭園周辺の大規模敷地を移転先として設定した。

【教育環境保全】

大泉第二中学校の敷地と同程度の面積を確保できることを想定した上での検討となるが、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能を確保できるよう、適切な設計により十分対応が可能である。敷地の形態により、校舎や屋外運動場の配置等に工夫が必要であるが、本有識者委員会での移転先想定では、現状と同等の学校運営が可能であると判断した。

また、移転先に前もって学校施設を整備することにより、現施設からの移転をスムーズに行うことができ、移転に伴う教育環境への影響を最小限に抑えることができる。

【実現性】

全面移転できる敷地を確保するためには、相当数の関係権利者との交渉を行う必要があり、合意形成に長い期間が予想される。また、用地取得にかかる経費も高額となり、実現性の点では課題が大きいと思われる。

【地域コミュニティ拠点としての機能など】

詳細設計において工夫をすることで、屋外運動場や会議室などの地域開放が可能となる。また、現在の中学校敷地については、道路事業の代替地としての想定もあるが、地域での活用も見込める有効な土地になりうる可能性がある。

【本案に対する評価】

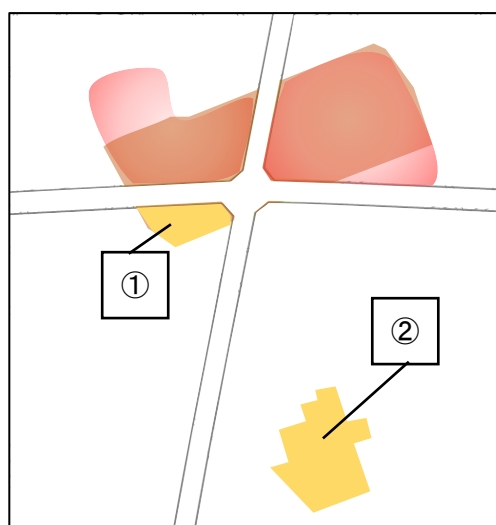
今回想定した案では、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能の確保や地域での活用を図ることは可能である。しかし、多数の関係権利者との合意形成や大規模施設の移転を要するため、課題は大きい。

一方、再建期間中の教育環境の保全や現中学校敷地の有効利用の可能性といった利点も挙げられる。

現時点では、実現性の点で全面移転案を採用することは困難であるが、今後、本案で設定した移転先に限らず、近隣地域において全面移転が可能となる土地を取得できるのであれば検討すべきであり、本提言後も地域の状況を注視する必要がある。

なお、本案に関する個別評価の結果については、14頁のとおりである。

イ <現敷地を活用した校地の再形成案(校舎配置案は検討事例を参考資料3に掲載)>



現中学校敷地（補助 135 号線にまたがる東西敷地）を活用し、周辺敷地の取得を想定した案。①の用地は学校と連携可能な公共施設の用地として活用を検討する。②の用地は学校関連用地として活用を検討する。

【教育環境保全】

現中学校敷地の北東側および北西側の周辺敷地を約 3,000 m²取得するとともに、都市計画道路の整備に伴う用途地域変更を前提とすることで、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能の確保が可能である。

②の用地を第二屋外運動場等に活用することで、より一層の教育環境の充実を図ることができる。また、工事期間中においても、仮運動場として活用することが可能であることから、②の用地の活用については十分検討する必要がある。

【実現性】

本案も関係権利者の合意形成が必要となるが、全面移転案と比較すると期間が短くなると想定される。また、用地取得にかかる費用も拡張用地部分に限られることから、全面移転案よりも低く抑えることができる。

【地域コミュニティ拠点としての機能】

詳細設計において工夫することで、屋外運動場や会議室など地域開放が可能となる。また、運動場と体育館を北東側敷地に設置し、校舎棟と別敷地とすることで、屋外運動場や体育館を地域開放しやすい形態とすることができる。

さらに、①の用地においては、中学校と連携可能な公共施設用地として活用することにより、地域に開かれた学校の取り組みを一層充実することができる。また、②の用地を第二運動場として整備し、地域と供用することが可能となる。

地域と連携し、地域に開かれた中学校となりうる可能性を期待できる案である。

【本案に対する評価】

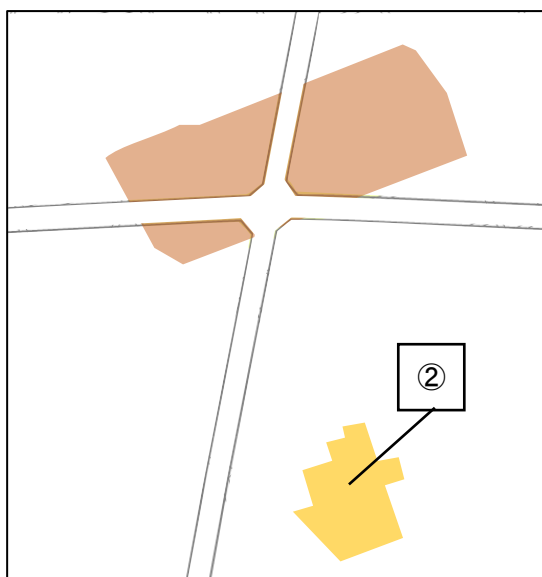
敷地が分かれるが、隣接する用地を取得し、適切な施設管理・運営を行うことにより、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能を十分に満たす案といえる。用地取得は必要となるが、関係権利者数は全面移転案よりも少なく、事業期間や費用の面からも実現性は高い。

また、校舎棟敷地と運動場敷地を別にすることで、セキュリティ面からも地域開放が容易であり、災害時の避難拠点として円滑な運営も可能である。さらに、①や②の用地については、地域と学校が連携した施設として活用するなど、地域コミュニティ拠点としての位置づけを一層高められる案といえる。

本有識者委員会では、現時点で3つの案の中では、本案が各項目において総合的に妥当な案と判断できる。

なお、本案に関する個別評価の結果については、14頁のとおりである。

ウ <現位置での再建案（校舎配置案は検討事例を参考資料3に掲載）>



都市計画道路整備後の中学校敷地（現中学校の北西、北東、南西敷地）を活用する案。図の②は学校関連用地として活用を検討する。

【教育環境保全】

都市計画道路の整備に伴う用途地域変更を前提とした上で、地下階の活用を図るとともに、屋外運動場の人工地盤化などを実施することにより、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能を確保する案である。

ただし、この案では、敷地にゆとりがないことが懸念すべき事項である。そのため、②の用地を第二屋外運動場等に活用することが、十分な教育環境を確保するために必要である。工事期間中においても、仮運動場として活用することが可能であることから、学校敷地として②の用地の活用を十分に検討する必要がある。

【実現性】

今後、新たな用地取得は要しないが、屋外運動場すべてを人工地盤とすることにより周辺住宅への影響が大きくなることから、十分な説明を行うなど近隣住民への丁寧な対応が必要である。

【地域コミュニティ拠点としての機能】

詳細設計において工夫をすることで、屋外運動場や会議室などの地域開放が可能となる。

人工地盤の下層部については活用が可能となるが、範囲や用途が限定される。

【本案に対する評価】

今後における用地取得は不要であり、敷地が分かれるが適切な施設管理・運営を行うことにより、大泉第二中学校の望ましい教育施設機能は確保できる。しかし、他の案と比べ、ゆとりがない点のデメリットは否めない。十分な教育環境を確保するため、②の用地の活用について検討が必要である。

また、地下階の利用や、周辺住宅への影響が大きい人工地盤の設置などが必要となるので、この案を実施する場合、詳細設計においてきめ細やかな配慮や、周辺住民の合意形成を要する。

前2案と比較すると、周辺住宅への影響や教育施設にゆとりが少ない点が懸念される。

なお、本案に関する個別評価の結果については、14頁のとおりである。

各案に対する事項別評価一覧

教育環境保全の評価（求められる施設機能が確保可能か否か）				
		周辺への全面移転案	現敷地を活用した校地の再形成案	現位置での再建築案
教育環境の向上・求められる教育環境への対応	教室環境	○ 幹線道路からの騒音が懸念される場合、設計段階において配慮すること	○ 幹線道路からの騒音が懸念される場合、設計段階において配慮すること	○ 幹線道路からの騒音が懸念される場合や地下階の利用が必要であるため、設計段階において配慮すること
	校庭の施設機能	○ 各種競技が可能	○ 各種競技が可能	○ 人工地盤の設置により各種競技が可能
	体育施設の機能	○ 生徒数に見合った体育施設の設置が可能	○ 生徒数に見合った体育施設の設置が可能	○ 生徒数に見合った体育施設の設置が可能。ただし、体育館の規模は他の案に比べ縮小
施設配置等にあたっての配慮	諸室の関連性	○ 設計段階において校舎配置に配慮すること	○ 設計段階において校舎配置に配慮すること	○ 設計段階において校舎配置に配慮すること
	生徒の見守り体制	○ 設計段階において管理諸室の配置に配慮すること	○ 設計段階において管理諸室の配置に配慮すること	○ 設計段階において管理諸室の配置に配慮すること
	スムーズな動線	○ 校舎内での動線が長くならないよう校舎配置に配慮すること	○ 渡り廊下の規模や構造に配慮すること	○ 渡り廊下の規模や構造に配慮すること
	再建期間中の教育環境保全	○ 仮運動場や仮設校舎が不要	△ 仮運動場が必要。②の用地が活用できる	△ 仮運動場が必要。②の用地が活用できる
地域の拠点として求められる機能等	災害時の避難拠点運営	○ 防災備蓄倉庫の設置も可能であり、避難拠点運営が可能	○ 防災備蓄倉庫の設置も可能であり、体育館および校庭が校舎と別敷地であるため、学校運営と独立した避難拠点運営が可能	○ 防災備蓄倉庫の設置は可能。ただし、体育館と校庭が離れてしまうため、避難拠点としての動線に配慮すること
その他確認事項	通学距離への影響	○ 練馬区学校施設管理基本計画で通学距離の目安としている1.5km圏内に概ね収まる	○ 現在と同等	○ 現在と同等
	緊急車両や給食車両の動線	○ 周辺道路からの出入りが容易	○ 周辺道路からの出入りが容易	○ 周辺道路からの出入りが容易

評価基準(求められる施設機能の確保) ○：確保可 △：要検討 ×：確保不可

実現性・地域との関わりの評価				
		周辺への全面移転案	現敷地を活用した校地の再形成案	現位置での再建築案
用地取得に関して		× 今後取得する土地の面積や関係権利者数が多く、土地利用状況も大規模施設があることから実現性が低い	△ 今後取得する土地の面積や関係権利者数は全面移転案に比べ少なく、土地利用状況も大規模施設はないことから実現性が高い	○ 今後の用地取得を必要としないため実現性が高い
事業期間・事業費		× 多数の関係権利者との合意形成や大規模施設の移転を要するため、他の2案に比べて長い期間が想定される。 また、用地取得に関わる費用は学校敷地全体の用地取得を要することから、他の2案に比べて劣る（現中学校敷地の売却や活用は考慮せず）	△ 関係権利者との合意形成を要するが、学校敷地の部分的な拡張用地に限られることから、全面移転案に比べて短い期間が想定される。 また、用地取得に関わる費用は学校敷地の部分的な拡張用地などに限られるため、全面移転案に比べ優れている	△ 校舎等とは別に人工地盤の建設に要する期間が想定されるが、今後の用地取得は不要であるため全面移転案に比べて短い期間が想定される。 また、人工地盤や建物の重層化のための建設費が生じるが、用地取得に関わる費用は②の用地に限られるため、全面移転案に比べ優れている
地域コミュニティ拠点としての機能		△ 運動施設や会議室など校舎の一部利用は可能だが、セキュリティの確保に配慮すること	○ 運動施設や会議室など校舎の一部利用は可能であり、体育館と運動場が校舎と別敷地であるため、セキュリティ面からも地域利用が取り入れやすい また、①の用地では中学校と地域が連携できる施設の設置が見込めるほか、②の用地では、中学校と地域が供用できる運動施設などの設置が見込める	× 運動施設や会議室など校舎の一部利用は可能だが、施設にゆとりがないため、他の案に比べやや劣る 範囲や用途は限定されるが、人工地盤下の活用が見込める ②の用地での中学校と地域が供用できる運動施設などの設置が見込める
中学校跡地の活用		○ 地域で有効活用できる可能性がある	△ ①の用地を活用できる可能性がある	— なし
学校敷地周辺への影響		— 特に影響なし	— 特に影響なし	× 人工地盤設置による周辺宅地への影響が懸念される

評価基準(実現性・地域との関わり) ○：優れている △：やや優れている ×：劣る

(4)再建案の総評

「全面移転」「校地の再形成」「現位置での再建」の3パターンから、大泉第二中学校の特色や検討すべき望ましい施設機能を盛り込み具体的な再建案を作成し、教育環境保全や実現性等の観点から評価を行った。

再建案については、いずれの案についても教育施設機能の確保は可能であるが、現位置での再建案は他の2案に比べ地下階の活用が必要になるなど、敷地にゆとりがなく、今後の教育需要を見据えた場合、より校舎にゆとりがもてる全面移転案や校地の再形成案が望ましい。さらに、今後の用地取得の面積や関係権利者数、土地利用状況などの実現性を鑑みた場合、校地の再形成案がより実現性が高い妥当な案と考える。

校地の再形成案を実現する際には、関係権利者に対して丁寧な対応が必要であり、スムーズな動線確保のために、敷地間の渡り廊下の規模や構造に配慮することや、幹線道路からの騒音への配慮など、本委員会で挙げた意見も取り入れつつ、用地の取得状況を踏まえながら設計段階で更なる検討を行うべきである。

この他、校地の再形成案では現中学校敷地の一部(中学校南西側に位置する用地)について、地域に開かれた特色のある学校とするため、中学校と連携できる施設の設置を検討すべきであり、活用方法については学校や地域の方々との意見交換の上、十分に検討を行うことが必要である。また、新たに取得した中学校の南に位置する用地については、地域の利用を見込んだ第二運動場としての活用など、様々な方策を検討すべきと考える。

なお、今回実現性が低いと判断した全面移転案は、再建期間中の教育環境の保全や現中学校敷地の有効利用が可能になるという利点が挙げられる。そのため、全面移転が可能となる用地の確保について、期間を定め、周辺地域の土地利用状況が変化する機会を捉えるなど、周辺地域の状況を注視していくことが必要である。

(5)中学校の将来像について

情報化やグローバル化の進展、少子高齢化、知識基盤社会の進展、さらには市民社会の成熟など、我が国は社会の急激な変化を背景に、子育て・教育の未来像も抜本的に変化する必要性に直面している。文部科学省の中央教育審議会では、幼稚園教育から大学教育に至るまでの教育システムや教育内容の体系をどのように再構築するかという課題について検討を始めている。

これまで、大泉第二中学校の再建案についての細部にわたる検討や評価を進めてきた。今後、検討してきた再建案を具体化するにあたっては、中央教育審議会の検討状況などを注視しながら大泉第二中学校の将来像づくりに積極的に生かすことが重要になる。

おわりに

本委員会は、設置要綱に基づき、都市計画道路補助 135 号線および補助 232 号線の整備とそれに伴う大泉第二中学校の教育環境保全について、教育、都市計画、建築などの専門的な見地から検討を行い、3年2か月間で19回開催してきた。

この間、現場視察を行い、この地域の課題やこれまでの取り組み経過、大泉第二中学校の状況などについて、数多くの資料を確認したうえで、地域の実情を踏まえながら議論を重ねてきた。

地域の現況を鑑みると、都市計画道路の整備をはじめとし、地域のまちづくりを進めていくことが、災害に強く、安全・安心で住みよいまちを目指すためには必要不可欠である。

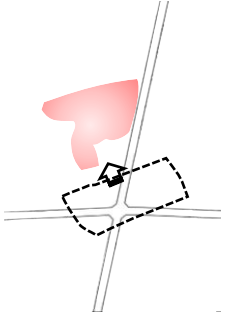
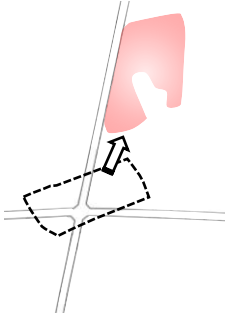
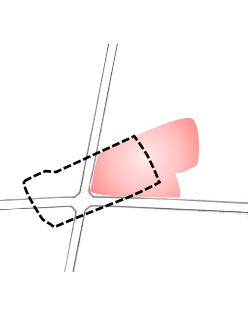
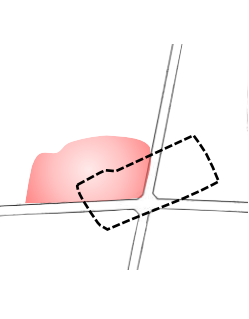
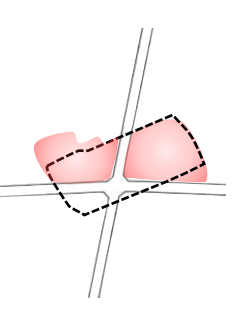
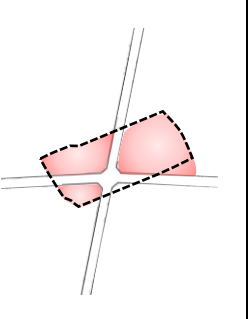
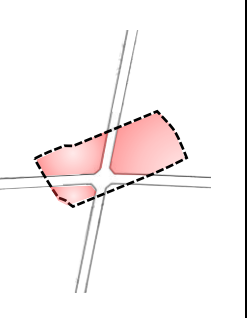
大泉第二中学校の改築・再建を検討するにあたっては、これまでの教育環境や学校の伝統を守りつつ、子どもたちの学校生活に支障がないよう取り組む必要がある。その際には、本委員会において提案された望ましい教育施設機能の実現によって、より充実した教育環境が保全されていくことを期待する。

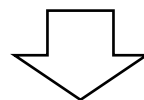
今後、これまで本委員会で議論してきた内容を参考に、地域のまちづくりや中学校の教育環境、地域連携などについて、地域の方々などと十分な意見交換を図りながら取り組みを進めていかれたい。

最後に、この提言が、今後の大泉学園駅南側地区の安心安全なまちづくり、生徒や地域に愛される中学校となるための一助となることを強く望むものである。

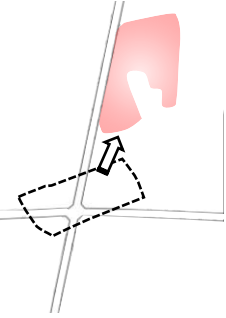
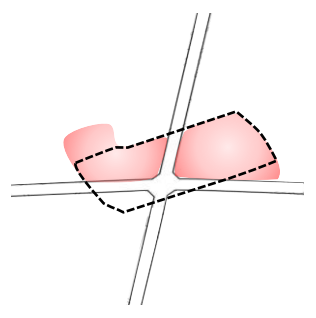
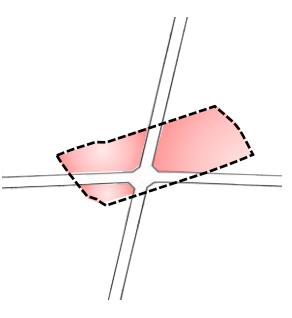
再建案の検討経過

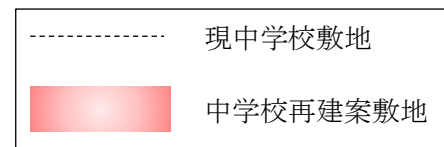
3パターンを基に検討を行った再建案

全面移転案		校地の再形成案				現位置での再建案
						



各パターンについて有力となる案

全面移転案	校地の再形成案	現位置での再建案
		



大泉第二中学校 検討すべき望ましい教育施設機能

1 練馬区の目指す教育

○教育委員会における教育施策の計画上の位置づけ

「みどりの風吹くまちビジョン」「アクションプラン」

区では、平成27年3月に区の基本計画として、今後の区政運営の方向性を示す「みどりの風吹くまちビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定し、教育施策の5年間の目標と取組の方向性を示した。さらに、ビジョンに合わせて、「アクションプラン」を策定し、具体的に取り組んでいる。

「練馬区教育・子育て大綱」

区教育委員会では、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱（以下「大綱」という。）」を策定し、ビジョンで掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を定めている。

「練馬区教育振興基本計画」

区教育委員会では、平成30年3月に、教育基本法第17条第2項に基づく、区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「教育振興基本計画」を改定した。改定にあたっては、ビジョンと大綱で示されている目標や方向性を前提とし、また、重点施策の主な取組については改定後のアクションプランと整合を図ることを基本的な考え方としている。

○新たな教育需要への対応

ICTを活用した学習を進めるとともに、図書室とコンピュータ室を隣接したメディアセンターを整備し、自主的な調べ学習を行う。また、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を実践するとともに、少人数学習や外国語学習のさらなる充実を図る。

○支援が必要な子どもたちへの取り組みの充実

教育相談室を整備し、常駐のスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、生徒が相談しやすい環境を整えることにより、いじめや問題行動に対する未然防止や早期対応を図る。また、特別支援教育を推進する教育環境を充実させ、一人ひとりの障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細やかな指導を行っていく。

○地域と連携した教育の推進

専門性や様々な経験のある保護者や地域の方々の協力を得て、授業や部活動などへ積極的な参加を図ることにより、学校の教育力を高める。また、学校は災害時の避難拠点としての役割を担っていることから、防災備蓄倉庫を体育館内などに配置し、災害時に対応できる施設整備を行う。

2 大泉第二中学校の特色

○「燃える大二中」という言葉がある通り、体育祭、合唱コンクール、文化発表会（美術・演劇）を始め様々な活動で生徒が一丸となって取り組んでいる。

○練馬区中学校駅伝大会では、男子が4連覇、女子が3連覇を果たした。

○部活動も盛んで吹奏楽部は東京都コンクールで金賞を受賞した。

他に、ソフトテニス部、男子バレー部、剣道部は都大会に出場した。

○学習活動、部活動、行事の3つの活動を軸にしたバランスのとれた人間教育を行っている。

3 検討すべき望ましい施設機能の例示

大泉第二中学校の教育環境を維持・向上を図るための施設機能として、新しい教育に対応するとともに、大泉第二中学校の特色を生かした環境づくりを目指す必要がある。このため、可能な限り、現在の大泉第二中学校と同規模の校舎および運動場の面積を確保したうえで、以下のような施設機能を整備することが望ましいと考え、例示する。

なお、例示する施設機能については、学校施設管理基本計画で進める学校施設の標準化による施設規模と教室数を基本としつつ、大泉第二中学校の特色を踏まえた施設機能（※）を加える。

（1）教育環境の向上・求められる教育環境への対応

【校舎】

① 多目的室、少人数教室等の確保

第二音楽室や生活科室にも利用できる、防音構造の多目的室や、研究発表会や保護者会、小中連携教室としても利用できる第二多目的室の整備。また、個別指導や少人数指導が行える少人数教室など、多様な教育活動に応える環境の整備。

② ICT機器の積極的活用を促す環境整備

平成33年度に改定される新学習指導要領を踏まえ、アクティブラーニングを推進する教育環境を整え、自主的に調べ学習を実施できるよう、図書室とコンピュータ室を隣接したメディアセンターの整備。また、「学校ICT環境整備計画（平成28年12月策定）」のとおり、教員用タブレットパソコンや大型提示装置などのICT機器を配備する。

③ 教育相談室の整備

スクールカウンセラーや心のふれあい相談員が常駐し、生徒が相談しやすい環境を整え、いじめや問題行動に対する未然防止や早期対応を図るため、教育相談室の整備。

④ 特別支援教室の整備

障害のある生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進できるよう特別支援教室を設置。

⑤ 学校・地域連携事業を進める事務スペースの確保

多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開するための環境を整備。

※⑥ 十分な広さと機能を持った音楽室と楽器庫の整備

吹奏楽部が東京都コンクールで金賞を受賞するなど、音楽活動が盛んであるため、音楽室と楽器庫の整備。

【校庭】

- ⑦ 100mの直走路・200mのトラック
- ⑧ サッカー、野球ができる広さの運動場
運動場については、体育授業や部活動を行う上で支障のない広さ・機能を確保。
- ⑨ 夏季の屋外活動時に木陰ができるような緑化への配慮
緑の多い地区であり、現状たくさんの桜の樹木が植えてある。桜の木など地域の方々にも親しまれており、生徒の活動と地域の環境に配慮した校庭の緑化推進。
- ※⑩ テニスコートスペース
ソフトテニス部が都大会出場するなど、運動部も盛んであり、テニスコートスペースの確保。

【体育館、プール、武道場】

- ⑪ バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面を配置できる規模の体育館
生徒数が524名（区内6番目の生徒数）に対し、体育館は699㎡（区内32番目の規模）。生徒数に見合った規模の体育館の整備。
- ⑫ 標準的な規模のプール
教育上支障のない機能を満たした標準的な規模のプール（25m×12m）の整備。
- ※⑬ 剣道、柔道、ダンスのほか、吹奏楽の練習等多目的にも利用できる武道場
吹奏楽部が東京都コンクールで金賞を受賞、剣道部が都大会出場するなど、部活動が盛んであるため、多目的な用途に使える武道場の整備。

(2) 施設配置等にあたっての配慮

- ① 校長室、職員室、保健室等の管理諸室を近接に配置
教職員の効率的な連携が行われ、生徒の見守り体制を確保することができる施設配置。また、生徒の安全性を確保するための設備等の設置。
- ② 施設のバリアフリー化の推進
エレベーターの設置、段差の解消など、生徒や利用者が安全・快適に移動できる動線の確保。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備。
- ③ 仮運動場の確保
改築工事期間中の学校運営が円滑に進むような計画とし、工事期間中の仮運動場の確保の必要性に配慮。
- ④ 校地面積確保の工夫
校舎の高層化やプールの重層化を行うなど、可能な限り校庭部分の面積を確保。また、必要に応じて、近隣地等の活用による第二グラウンドの整備を検討。

(3) 地域の拠点として求められる機能など

- ① エネルギー対策
分散型エネルギー設備、LED照明や雨水を利用したトイレなど省エネルギー型設備を可能な限り導入。
- ② 体育館や防災倉庫を地上階に整備
災害時に避難拠点運営が円滑に行えるような施設整備。

参考

中学校設置基準(平成14年3月29日 文部科学省令第15号)より抜粋

(校舎および運動場の面積など)

第8条 校舎および運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他による特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

2 校舎および運動場は、同一の敷地内または隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上および安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

別表(第8条関係)

イ 校舎の面積

生徒数	面積(平方メートル)
1人以上 40人以下	600
41人以上 480人以下	600+6×(生徒数-40)
481人以上	3,240+4×(生徒数-480)

ロ 運動場の面積

生徒数	面積(平方メートル)
1人以上 240人以下	3,600
241人以上 720人以下	3,600+10×(生徒数-240)
721人以上	8,400

※大泉第二中学校の生徒数(506人)を基に、中学校設置基準による面積を算出

イ 校舎の面積

$3,240 + 4 \times (506 - 480) = 3,344 \text{ m}^2$ (現況 6,015 m²)

ロ 運動場の面積

$3,600 + 10 \times (506 - 240) = 6,260 \text{ m}^2$ (現況 10,639 m²)

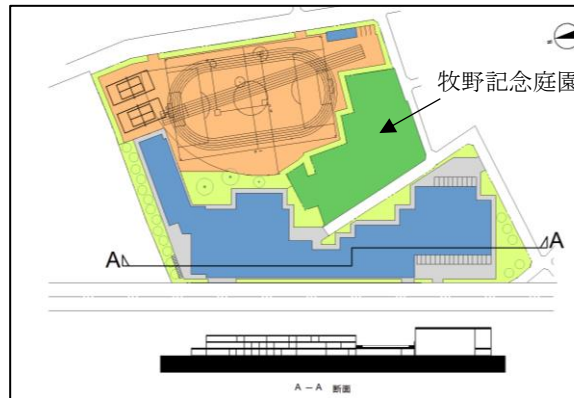
校舎配置の検討事例

現在の大泉第二中学校



敷地面積：約 18,900 m²
 延床面積：約 6,000 m²
 運動場面積：約 10,600 m²
 体育館面積：約 700 m²

全面移転案



※図の左側が北です。

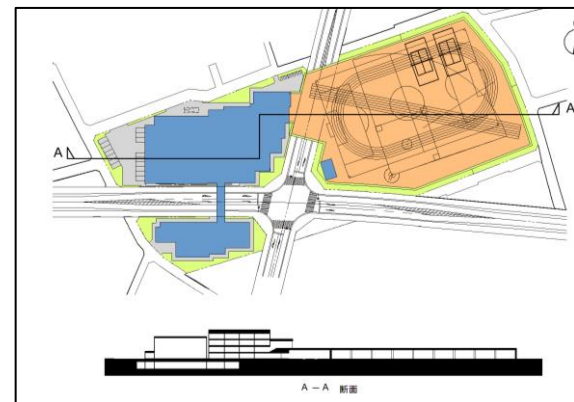
敷地面積：約 19,700 m²
 延床面積：約 10,500 m²
 運動場面積：約 9,200 m²
 体育館面積：約 1,500 m²

校地の再形成案



敷地面積：約 15,700 m²
 延床面積：約 11,800 m²
 運動場面積：約 7,300 m²
 体育館面積：約 1,500 m²
 ※学校関連用地 (約 4,200 m²)
 の活用を検討

現位置での再建案



敷地面積：約 14,200 m²
 延床面積：約 10,900 m²
 運動場面積：約 8,100 m²
 体育館面積：約 1,200 m²
 ※学校関連用地 (約 4,200 m²)
 の活用を検討

回	開催日	議題
1	平成 28 年 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路について ・練馬区立大泉第二中学校について ・これまでの検討経過について
現地視察	平成 28 年 4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状の共有
2	平成 28 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・区が目指すまちづくりについて ・地域の現状について（土地利用、地域交通） ・区民のニーズについて
3	平成 28 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状について（災害時の対応、防災） ・教育および施設に関すること
4	平成 28 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区における地盤について ・現状の整理およびパターンについて
5	平成 28 年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を進める上での整理（中学校について） ・学校施設管理基本計画（素案） ・新しい大泉第二中学校に求められる将来像
6	平成 29 年 1 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の経過と今後の検討事項 ・新しい大泉第二中学校に必要な機能等 ・移転・拡張用地の検討について
7	平成 29 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
8	平成 29 年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項について ・中学校の再建案について
9	平成 29 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・移転用地の検討について ・求められる施設機能について
10	平成 29 年 10 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各案の比較に向けた検討 ・各案の比較について
11	平成 29 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各案の検討について
12	平成 30 年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・案の個別検討 ・施設機能の検討について
13	平成 30 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設機能の検証 ・学校施設の複合化事例について
14	平成 30 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各案の評価について ・提言に向けて
15	平成 31 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・再建案の評価について ・提言について
16	平成 31 年 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・再建案の評価について
17	平成 31 年 3 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言(素案)について
18	平成 31 年 4 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言(素案)について
19	令和元年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言(案)について

練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に
関する有識者委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 10 日

27 練土計第 961 号

(設置)

第 1 条 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全ならびに都市計画道路補助第 135 号線および補助第 232 号線の整備について、都市計画、教育、建築等の専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 都市計画道路補助第 135 号線および補助第 232 号線の整備の方策ならびにこれに伴う練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該地域に関して区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 有識者委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および副委員長は、委員の中から区長が指名する。

3 委員は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する学識経験者
- (2) 教育に関する学識経験者
- (3) 建築に関する学識経験者
- (4) P T A 関係者
- (5) 練馬区技監
- (6) 練馬区教育委員会事務局教育振興部長
- (7) 練馬区立大泉第二中学校長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、有識者委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、有識者委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、有識者委員会を招集し、有識者委員会を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときまたは会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 傍聴に関して必要な事項は、区長が別に定める。

(事務局)

第7条 有識者委員会の事務局は、土木部計画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および
都市計画道路の整備に関する有識者委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院 教授 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 (工学部 建設工学科)
副委員長	はよう まさあき 葉養 正明	文教大学学長補佐 教育学部心理教育課程 教授
委員	やなぎさわ かなめ 柳澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授 融合理工学府創成工学専攻建築学コース
〃	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 教授 理工学部 土木工学科
〃	あんどう せつよ 安藤 節世	練馬区立中学校 P T A 連合協議会 元副会長 大泉第二中学校 P T A 元会長
〃	みやした やすまさ 宮下 泰昌	練馬区技監
〃	ほり かずお 堀 和夫	練馬区教育委員会事務局教育振興部長
〃	せき もとお 関 基雄	練馬区立大泉第二中学校長

※令和元年 5 月 1 日現在

発 行：練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および
都市計画道路の整備に関する有識者委員会

事務局：練馬区土木部計画課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

TEL：03-5984-4765 FAX：03-5984-1237